

令和4年3月16日発生 of 福島県沖地震への対応について

令和4年6月1日発行 No. 3

【連絡先：川俣町役場 566-2111】

(1) 被災住宅修理支援事業のお知らせ

【問い合わせ先】総務課消防交通係 内線1106・1107

川俣町では、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により住宅に被害を受けた被災者の皆さまに対しまして、町が発行した罹災証明書を基に以下の支援事業を実施します。

一部損壊住宅修理支援事業

対象者：地震のために住宅が準半壊に至らない程度の損傷（一部損壊）を受け、自らの資力では修繕工事をする事ができない方で、修繕工事費の支払いを完了した世帯の世帯主

修繕内容：屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分について緊急に応急的に行う修理

支援内容：修理費20万円以上の場合に10万円

申請受付及び修理完了期限：令和4年9月30日



【ご用意いただくもの】

- ・罹災証明書
- ・修繕工事を実施したことが確認できる書類（見積書、請求書、領収書等）
- ・施工前、施工中、施工後の写真または施工内容証明書
- ・印鑑

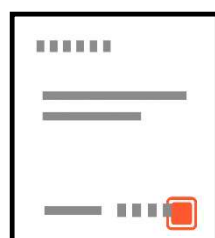
(2) 災害見舞金支給のお知らせ

【問い合わせ先】保健福祉課地域福祉係 内線1403

令和4年3月16日発生 of 地震により、町から罹災証明書を発行された方は、災害見舞金が支給されますので、保健福祉課（4番窓口）まで申請してください。

【持参物】

- ① 罹災証明書
- ② 通帳
- ③ 印鑑



(3) 災害ごみの受け入れについて

【問合先】町民税務課生活環境係 内線1307

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、一般家庭から発生した以下の災害ごみは、伊達地方衛生処理組合に直接搬入できます。

【1 受入日および時間】

受入日：（平日）令和4年3月18日（金）から 令和4年6月30日（木）まで。

※ 受け入れは、平日のみです。

受付時間：午前8時40分～午前11時30分

午後1時00分～午後4時00分

【2 受け入れできるごみ】

- ・木質がれき ・塩ビトタン ・石類 ・瓦類（スレート瓦と焼瓦に分別して搬入）
- ・コンクリートガラ ・土壁類 ・石膏ボード

※地震によって、倒壊、落下したもののみが受け入れの対象となります。被災した建物の解体や修繕工事を行った際に発生したごみは、受け入れの対象外となります。

- ・テレビ ・冷蔵庫、冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機
- ・デスクトップパソコン等

※地震発生時に使用していたもので、地震による転倒等により使用できなくなったもののみが受け入れの対象となります。以前使用していて処分せず物置等に保管していたものについては、受け入れの対象外となります。

【3 受け入れできないごみ】

- ・地震災害とは関連がない産業廃棄物 ・断熱材（グラスウールを含むもの）
 - ・廃油 ・土砂、汚泥、灰
 - ・自動車部品（バッテリー、タイヤ、ホイール等）、バイク ・農機具類（エンジン付）
 - ・事業所（会社、工場、小売店、飲食店等）から排出されるごみ
- ※ 上記の「受け入れできるごみ」も含む。
- ・損壊家屋の解体撤去物



【4 搬入時の注意事項】

- ・罹災証明書または被災証明書（被害にあった家電の種類が明記されているもの）の写しの提出が必要です。総務課消防交通係にて、罹災証明書または被災証明書（家具内容記載）の交付を受けてください。
- ・災害ごみ毎に分別をしてから搬入してください。
- ・搬入時は、大変混み合うことが想定されるので、感染症対策をして、時間に余裕をもって搬入してください。
- ・ごみの搬入を事業者依頼される場合でも、依頼される方が伊達衛生処理組合に同行し、本人確認証を提示することが必要です。事情により同行が難しい場合は、搬入される前に町民税務課生活環境係にご連絡ください。